

(事前説明第9号について都市計画課より説明)

- 委員 計画書や理由書等を添付した方が分かりやすいと思うので、検討をお願いします。
- 事務局 今回は生産緑地地区に追加する部分のみを事前に報告する内容となり、ご指摘いただいた計画書や理由書等は次回の都市計画審議会において、廃止する案件と合わせてお示しさせていただきます。
- 委員 生産緑地を形式的に廃止して新規に指定するという取扱いをどこまでルール化するのか。30年経過後のケースについて、買取等の申し出をしてから行為制限が解除されたという場合でも、生産緑地指定の要件を満たしていれば、何とか対応するというものなのか。また、今回の対応をどのように周知していくのか教えていただきたい。
- 事務局 本市では、農地を保全していくという目標を掲げているため、農地の所有者から相談があれば、対応していこうと考えている。また、周知については、今後どのように進めていくかは検討する必要がある。
- 委員 相談すれば何とかなるということが分からなければ、知っている人と不公平であるため、何かしらの対応が必要だと考える。また、営農が継続できるような配慮はいいことであるが、ケースバイケースで相談してみないとわからないということであれば、行政として一貫性が図れるのかということが疑問である。
- 事務局 年2回、4月と8月に農会長会というものを行っている。その中で生産緑地の追加に関しても会長に周知し、各農家に周知していただくことになっている。今回の特定生産緑地を指定しない方に対する対応についても、次年度以降の農会長会で周知していこうと考えている。

以上